

[JASA Member News 084 / 2021FY] 安全性セミナーSTAMP/CAST、成年年齢引下げ後の適切な対応要請、感染症対策に関する周知

1 件のメッセージ

2022年3月10日 10:30

* このメールはJASA会員の連絡ご担当者様、ならびに受信ご希望者に送信しています。

JASA Member News 2021年度 084号をお届けいたします。

»» お手数ですが、ぜひ各記事のご担当者様への転送をお願いいたします ««

- =====
1. 安全性セミナー【第4回】事例で学ぶSTAMP/CAST
 2. 成年年齢引下げ後の適切な対応要請
 3. まん延防止等重点措置等に関する周知
- =====

1. 安全性セミナー【第4回】事例で学ぶSTAMP/CAST
(JASA 技術本部 安全性向上委員会)

“Society5.0 for SDGs” の実現を支えるSafety&Securityの設計とは
安全性向上委員会は活動方針の1つである、「機能安全、情報セキュリティに関して、技術動向の調査・研究を行い、成果は積極的に情報発信していく」に基づき、安全設計に係るセミナーを実施します。4回シリーズも最終回です。

- 開催日時 3月16日(水)14:00~17:00
 - 開催形態 オンライン開始(WebEx)
 - 講演
 - 「事故から多くを学ぶための分析手法CASTの紹介~CAST HANDBOOKをベースに~」
 - 「シーサイドライン事故のCAST分析」
 - 「独居世帯見守りのためのIoTシステムの事例」
 - 詳細・お申込み
 - <https://www.jasa.or.jp/lists/anzen-seminar-2-16/>
- =====

2. 成年年齢引下げ後の適切な対応要請
(経済産業省 情報産業課)

御承知のとおり、成年年齢を引き下げること等を内容とする民法改正法が令和4年4月1日に施行されます。成年年齢の引下げ後は、18歳、19歳の若年者が親の同意を得ずに契約を結ぶことができるようになり、また、未成年者であることを理由として結んだ契約を取り消すことができなくなります。

成年年齢の引下げ後に新たに成年として契約の当事者となる若年者は、契約の締結に当たって、その契約によって得られるものや支払う対価等を考慮した上で、その契約の締結が自身にとって有益なものなのかについて判断することが求められます。

したがって、事業者においても、新たに成年に達した若年者との間で契約を締結するに当たっては、そのような若年者が契約の内容を的確に理解し、判断するために必要な情報の提供等について配慮が求められるものと考えられます。

- ① 新たに成年に達した若年者との間で契約を締結するに当たっては、引き続き、若年者が契約の内容を的確に理解し、判断するために必要な説明を行うなどの配慮をお願いいたします。
- ② 関連する以下の動画・ポスター、リーフレットの電子媒体を併せてお送りしますので、貴社の従業員等への周知に当たって、御自由に御活用ください。
- ③ 以上のほか、貴社の実情に応じ、従業員等に対し、効果的な呼びかけ等を行ってください。

成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」

<https://seinen.go.jp>

3. 新型コロナウイルス感染症対策

(経済産業省 情報産業課)

《まん延防止等重点措置を実施すべき区域》

・福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県及び鹿児島県が3月6日をもって除外

・北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が3月21日まで延長

あわせて、同法第32条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

https://jasa.or.jp/dl/gov/20220310_1.pdf

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

https://jasa.or.jp/dl/gov/20220310_2.pdf

基本的対処方針変更(令和4年3月4日)(新旧対照表)

https://jasa.or.jp/dl/gov/20220310_3.pdf

《出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）に関するお願い》

1 まん延防止等重点措置区域である都道府県における取組

・人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進。

2 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県

・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進。

3 オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

・現在感染が拡大しているオミクロン株については、令和4年2月4日のコロナ分科会提言を踏まえ、政府、地方公共団体及び事業者等は、現行の対策に加え、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を強化。

・緊急事態宣言の発出を待つことなく、業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定。

「」「」 発信元 「」「」

一般社団法人 組込みシステム技術協会

Email jasainfo@jasa.or.jp

≫ 『会員向けメニュー』 会員情報変更・会員ビジネス情報配信・限定サービス

URL <https://www.jasa.or.jp> (JASAホームページ最上段右手)

≫ 『JASA Member News』 バックナンバー / 任意購読追加・削除は次のURLから

URL https://www.jasa.or.jp/archive/pr_archive/jasa-member-news/